

鳴山菊池家文書（県指定有形文化財） 解題（受入番号四二〇五）

鳴山菊池家文書は、宇和郡布喜川村鳴山組（現西予市三瓶町鳴山）にあつて、江戸時代には組頭を務めた菊池家に伝来した文書群である。このうち、中世文書については「重山文書」としてすでに一般的に知られている。「重山文書」の名称は、「鳴山」の地を中世に「重山」と称し、文書の内容がその「重山」のものであることに由来している。平成二十一年三月に、内容のほとんどが愛媛県の有形文化財指定を受け、それに先立ち同年二月に所蔵者である個人から寄託された。当館では平成十年にすでに整理・調査を実施し、土居聡朋・愛媛県西宇和郡三瓶町鳴山菊池家文書の調査（『愛媛県歴史文化博物館研究紀要』第四号・一九九九年）に調査結果を掲載していたが、指定・受け入れに際し再整理を施した。

古くは南北朝時代から最近の昭和まで、合計二二六点で構成されている。うち中世文書「重山文書」は、南北朝時代から室町時代の古文書五点が、神仏号や紋章を描いた戦国時代頃のものとして推定される小型の旗（流旗）一点とともに、一巻の卷子（三四・五cm×三三〇・五cm）に装丁されている。近世以降の文書は一二〇点で、未装の状態である。これらのうち、戦後の書類と雑文書の二点を除いた一二四点が県有形文化財の指定を受けた。

鳴山地域は、中世には「重山」と呼ばれ、「宗清所領坪付」（文書番号2、史料翻刻2参照）に「ミナミかたの内しげやこのかミ太郎の分」とあるように、矢野保南方に属したと考えられる。近世には宇和島藩領の布喜川村鳴山組に属した。明治に入ると、双岩村の一部となるが、昭和三十年の合併では三瓶町に属することになった。菊池家は、当資料に含まれる系譜の書上げでは家祖を宗清治都とし、近世には組頭を務めた。明治に入ってから津布理村へ移住した。なお、これら在地・家の歴史的経緯については、先の土居聡朋論考に詳しいのでそちらを参照されたい。

中世文書「重山文書」（文書番号1〜5、史料翻刻1〜5参照）は、領主

権力や宗教勢力といった支配者側の史料ではなく、在地で活動する中世の民衆の様子、彼らの土地所有、当時の地勢などが垣間見られる史料である。伊予の中世史料にあつては、在地の具体的な地勢や所有形態まで確認できる文書史料は非常に少ない。「観念寺文書」（西条市、県指定有形文化財）の寄進状・譲状・土地関係証文類・坪付、「西禅寺文書」（大洲市、県指定有形文化財）の寄進状、「高田八幡神社文書」（宇和島市、県指定有形文化財）の寄進状・譲状、「宗昌寺文書」（松山市）の坪付などの史料が残っているが、これらは全て宗教勢力にまつわる史料である。「重山文書」の場合、それらとは異なり在地の有力な百姓（狭義に「農民」に限定するものではない。もしかすると在地土豪の可能性も有り。）にまつわる土地関連の文書史料として珍しい。旗（文書番号6、史料翻刻6参照）についても、県内では同様の小型の流旗の遺存を、本目録掲載の西予市宇和町の皆田宇都宮家で一点（文書番号1-4）、大洲市長浜町の久保家で一点（既刊目録第十集「久保家文書・上田家文書」（愛媛県歴史文化博物館・二〇〇三）所収の「久保家文書」（文書番号1-34））確認できるが、中世に実用されたと推定される旗の遺存例として極めて稀少である。史料翻刻で紹介するとともに、若干の考察を交えた詳しい紹介を論考編で記したので参照されたい。

近世文書については、ほとんどが土地の売買、金銭の貸借、月牌の受取といった家の私的な文書で、若干の公的な文書も残る。組頭格の家の私的な文書が一定のまとまりを持って現存する例は県内でも珍しい。近代以降については、明治期の当主菊池九十九氏に関するもの、同氏による所蔵文書の調査関係書類が多く残されており、近代における家の由緒に対する認識や、それを裏付ける伝来史料への保存意識をうかがうことができ興味深い。中世の在地の有力者から近世の組頭、そして近現代にいたるまで、長期間にわたり同一の家の文書群が伝存することは、一つの家を軸に地域の歴史を見通す良い素材であり、県内では珍しい資料といえる。

中世文書「重山文書」については、戦前より存在が知られていたため、こ

れまでに各種刊行物での史料紹介、中世伊予研究に際し基本材料となる各種資料集への採録、中世伊予の在地の様相に関する研究論考での使用などが行われており、今後も地域研究や中世在地研究において活用が期待される。一方、近世以降の古文書はこれまで全くと言ってよいほど知られていなかった史料であるため、今後様々な研究の場面で活用が期待される。

〈参考文献〉

『三瓶町誌』(三瓶町誌編さん委員会・一九八三)

『愛媛の文化財』(愛媛県教育委員会・一九九三)

土居聡朋「愛媛県西宇和郡三瓶町鳴山菊池家文書の調査」(愛媛県歴史文化博物館研究紀要) 第四号・一九九九年

(山内 治明)

皆田^{かいだ}宇都宮家文書解題 (受入番号九七五)

皆田宇都宮家文書は、宇和郡皆田村(現西予市宇和町皆田)において江戸時代には庄屋を務めた宇都宮家に伝来した文書群である。平成十年九月に所蔵者である個人から寄託された。寄託以前の段階で、地元宇和町の岡和夫氏によって、包紙のみの史料や文字量の多い横帳を除く大半の文書について釈文が作られ、ワープロ原稿の状態で『宇和島藩皆田村庄屋史料 宇都宮文書』として簡易な整理がされていた。そこで当館では、その成果に基づきながら改めて再整理・再調査を施し、目録作成を行った。

皆田村は、宇和盆地南部に位置し、近世には宇和島藩領であった。慶安元(一六四八)年『伊予国知行高郷村数帳』によれば村高四二四石、元禄十三(一七〇〇)年『伊予国村浦記』では五九〇石余と大幅に増加し、天保五(一八三四)年『天保郷帳』では同高を維持している。

宇都宮家は、藩主伊達家の入部時から代々庄屋を務めた家。「由緒書」類(文

書番号II-1(6)では、先祖を鎌倉末期頃に皆田付近を中心に活動したとされる開田善覚禪門とし、代々宇和の領主西園寺氏に仕え、戦国末期の宇都宮但馬守直信にいたるとしている。この先祖伝承については確かな裏付けを得るだけの一次史料が存在しないため、ここで真偽について議論することは困難であるが、宇都宮家が古くから皆田の地に根付く家と捉える自家への認識を知ることができる。ただ、直信については、天正九(一五八一)年八月の齒長寺の棟札に仏殿建立の願主として、大願主西園寺公広・願主久枝有綱とともに「開田直信」なる名が見える。彼が「宇都宮但馬守」を称したかどうかははっきりしないが、皆田宇都宮家の由緒で先祖としているのは彼のことであろう。

また、皆田には信田城という中世城跡があるが、「由緒書」類では特に城館と宇都宮家との関係には言及していない。『宇和旧記』によると同城主を宇都宮三河守定広とする。『清良記』には皆田三郎兵衛尉親頼という名も見える。いずれも後世の編纂物なので内容の確実性は薄いだが、宇都宮家には天正十八(一五九〇)年没とする宇都宮三河守の位牌が残る。となれば、三河守定広の後継に但馬守直信が連なり、彼が城主の地位を継承したと考えても不自然ではない。ただし、西園寺公広安堵状写(文書番号I-1)では、元龜二(一五七一)年に父対馬の本領が但馬へ安堵されており、但馬直信だとすると、系譜的な整合性を考慮する必要がある。

伊達秀宗入部により最初に庄屋役を拝領したのは新兵衛で、直信の曾孫に当たるとし、初代と位置付けている。代々皆田村庄屋を務める一方で、なかには退任後近隣他村の庄屋を任されたり、在任中でも後見を命じられたりする者もあった。また、藩や村政への様々な貢献から、苗字・帯刀・御目見を許される者も多かった。歴代の当主の情報については、本解題末に、本史料群に含まれる由緒書類を元に一覧を作成したので適宜参照いただきたい。

皆田宇都宮家文書は、戦国期の文書の写本とみられるものから明治期のものまでを含む全三十二点からなるが、庄屋を担った近世期のものが大半を占

める。今回目録を編成するにあたり、文書の内容等により、I. 中世関係、II. 由緒書、III. 褒賞・出頭・庄屋役、IV. 帳簿、V. 包紙の五つの項目に分類した。

I (四点) は、戦国期の文書の写本とみられるもの (I-1-3、史料翻刻11-13参照)、戦国期から近世初頭のものともみられる小型の麻製の旗 (I-4、史料翻刻14参照) である。前者三点は、一巻の卷子仕立てであり、旗とともに木箱で保管されている。内容は、西園寺公広発給文書であり、写本・偽文書の議論の余地は残るものの、貴重な地域史料の一つである。個々の内容は史料翻刻で紹介している。旗は、実用性を持ったものと考えられ、類似の史料が本目録所収の「鳴山菊池家文書」に一点 (文書番号6)、また既刊目録第十集『久保家文書・上田家文書』(愛媛県歴史文化博物館・二〇〇三) 所収の「久保家文書」にも一点 (文書番号コ1-34) 含まれている。史料翻刻で紹介するとともに、若干の考察を交えた史料紹介を論考編で記したので参照されたい。II (六点) は、近世から近代初頭の宇都宮家歴代当主の由緒書類で、一紙ものや竖帳があるが、いずれも提出用のものの控・写、あるいは下書きといった性格のものである。III (十五点) は、藩からの各種褒賞、出頭要請、庄屋役に関するものなどの通達や指示関係文書で、由緒書に見える褒賞に該当するものもあり、家の名譽として大切に保管された様子を見ることがができる。IV (二点) は、近世・近代の帳簿類で、家の財産や売買などの詳細を書き留めたもの。V (五点) は、包紙のみのものであり、すでに本来の巾着が失われているものは残念であるが、もしかすると本文書群に含まれる包紙のない文書と組み合わせが可能になるものがあるのかもしれない。

〈参考文献〉

- 『豫陽叢書 宇和旧記』上巻 (愛媛青年処女協会・一九二八)
- 『愛媛県編年史』第五 (愛媛県・一九六九)
- 松浦郁郎校訂『清良記』(私家版・一九七五)
- 『愛媛県の地名』(平凡社・一九八〇)

『戦国南予風雲録』(愛媛県歴史文化博物館・二〇〇七)

(山内 治朋)

皆田宇都宮家歴代当主一覽 (※「由緒書」類 (II-1-6) を元に作成)

名 前 庄屋任期 その他情報

先祖 (伝承) 開田善寛禪門 (鎌倉末期の人)

(この間不明) 但馬守直信 (戦国末期の人)

(二世代分不明、初代新兵衛は曾孫)

初代	新兵衛	元和元—寛永十八	寛文元年から明石村庄屋
二代	仁兵衛	寛永十八—寛文元	寛文元年から明石村庄屋
三代	所兵衛	寛文元—延宝九	延宝九年から明間村庄屋
四代	新兵衛	延宝九—享保六	
五代	新兵衛	享保六—享保十七	享保十六年御目見
六代	新左衛門	享保十七—明和四	宝曆十三年御目見
七代	源蔵	明和四—寛政二	安永四年仮名・帯刀
八代	忠吾	寛政二—文化六	享和三年帯刀、文化五年 仮名
九代	新兵衛・多治馬	文化六—弘化四	文化七年帯刀、同十三年 苗字、文政九年御目見
十代	長吾・新兵衛・新一	弘化四—明治二	文政十年帯刀、天保八年 苗字、弘化四年御目見、 慶応三年代々郷士・溜之 間御目見
十一代	平助・寿元	明治四—明治五	弘化四年苗字・帯刀、 万延元年御目見